

北海道後期高齢者医療広域連合議会
議長 畑瀬 幸二 様

平成22年2月2日

提出者 北海道社会保障推進協議会
住 所 札幌市北区北14条西3丁目1-1
代表者 黒川 一郎



平成22年度・平成23年度の保険料に係る陳情書

1. 陳情の要旨

- (1) 次期保険料の値上げを行わないために、あらゆる手だてを講じてください。
- (2) そのために、道および国に対して財政安定化基金への更なる積み増しを求めて下さい。
- (3) 国に対して、特別な国庫補助を行うように要請してください。
- (4) 以上の措置により、年度途中での実施も含めて、保険料を引き下げてください。

2. 陳情の理由

先の総選挙での政権交代で、後期高齢者医療制度を巡る状況は一変しました。現政権は、政権樹立後、ただちに後期高齢者医療制度の廃止を決定しました。

現在、国は高齢者医療制度改革会議で新たな制度の検討をすすめています。現制度の廃止までの間、保険料の軽減や資格証明書の不交付、健康診査の充実、診療報酬の見直しなどの措置を決めています。特に、次期保険料については「保険料の上昇を抑制」するとしています。

ところが、1月に道内8市で開催された住民説明会では、最大で8%もの保険料増が示されました。全国の広域連合と比べると、判明しているなかでは非常に高い増加率です。

国は、保険料上昇を抑制する対応として、剰余金の活用と財政安定化基金の取り崩しを指示しました。そのことで、保険料を据え置いたり、引き下げとなる広域連合がある一方で、北海道のように保険料の上昇が避けられない広域連合があります。

私たちは、あくまでも制度の速やかな廃止を求めています。本制度の廃止が実現するまでの間、対象となる高齢者の被害を最小限にとどめるべきと考えています。

高齢者のほとんどは、年金収入か無収入であり、保険料の上昇が生活に及ぼす影響は大きいものがあります。何としても保険料の上昇は避けるべきです。

安定化基金については、道が更なる積み増しを決めれば保険料の上昇を抑えることができます。貴連合議会におかれては北海道と国に対して安定化基金への積み増しを要請するようにお願いする次第です。

また、国は都道府県広域連合事務局に対して、後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うことを検討する旨を通知（平成21年10月26日付）しています。ところが、11月19日の通知では国庫補助について触れられず、実施されないことになりました。前述のように、剰余金と財政安定化基金の投入を持ってしても保険料の上昇を押さえることができなければ、さらに保険料の地域間格差が拡大します。保険料が上がるところがあれば下がるところがあるという不公平の拡大は避けるべきです。北海道は、所得割率が9.63%と全国でも高いことはご承知の通りです。長野県に比べて3%も高く、さらに差が拡大します。

国は、保険料の上昇が避けられない広域連合については特別な国庫補助を実施すべきです。貴広域連合議会におかれては、この点についても国への要請をお願いするものです。

以上

